平成２２年（フ）第１３３号
栃木県栃木市城内町２丁目33番３号　市営住宅2065号
破産者　髙橋　圭子（旧姓田部井）
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１５３号
富山市水橋市江113番地11
破産者　丸谷　哲男
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４４号
熊本県合志市幾久富上沖野1647―64、住民票上の住所熊本県阿蘇市三久保448番地29
破産者　穴見　雄三
1　決定年月日　平成23年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７５号
熊本県玉名市両迫間1355番地１
破産者　簑原眞由美
1　決定年月日　平成23年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２号
三重県伊賀市下阿波325番地
破産者　森口美恵子
1　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
2　一般調査期日　平成23年６月６日午後１時30分
平成23年４月６日　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第８３１１号
大阪府高槻市津之江町１丁目３番26号
破産者　有限会社グレースベルト
1　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
2　一般調査期日　平成23年６月６日午後３時30分
平成23年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７１号
堺市北区北花田町３丁29番地６　ハイム29―201号
破産者　寺元　利彦
1　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
2　一般調査期日　平成23年６月23日午前11時
平成23年４月５日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第６４５号
愛知県刈谷市今川町花池38番地22、旧住所愛知県碧南市松江町５丁目５番地　スギセラ社宅305号
破産者　伊藤　友裕
1　期日　平成23年５月23日午後３時50分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月６日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
岩手県大船渡市三陸町吉浜字上野38番地５
破産者　齊藤　儀継
1　期日　平成23年５月31日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月６日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１２２号
岩手県大船渡市三陸町吉浜字上野32番地１
破産者　千葉　門治
1　期日　平成23年５月31日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年４月６日　盛岡地方裁判所一関支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第７１３号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣3899番地25
破産者　河本　利彦
異議申述期間　平成23年６月６日まで
平成23年４月６日　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５号
宮崎県えびの市大字原田1403番地25
破産者　木村　尚樹
異議申述期間　平成23年６月６日まで
平成23年４月６日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第５号
群馬県吾妻郡草津町大字草津411番地
清算株式会社　香草温泉株式会社
代表清算人　市川　捷次
1　決定年月日　平成23年４月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

平成２３年（ヒ）第１００１号
福岡市中央区天神２丁目５番35号
清算株式会社　株式会社九州国際エフエム
代表清算人　右田　喜章
1　決定年月日　平成23年４月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

船舶所有者等責任制限手続終結

平成２２年（船）第１号
大韓民国ソウル市ジュン区ジャンギョウ洞１
申立人　ナムサン・シッピング・カンパニー・リミテッド
主文　本件責任制限手続を終結する。
平成23年４月４日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
静岡県三島市長伏147番地の16
再生債務者　株式会社ヤマダ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年４月１日　静岡地方裁判所沼津支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２０号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番６―301号
再生債務者　清田　尚人
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月26日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月10日から平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再イ）第１４１号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目７番５号　第６大成コーポ201
再生債務者　村上　良輝
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月11日から平成23年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第５号
秋田市八橋三和町16番10号　東北電力青風寮405号室
再生債務者　渡邊　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月11日から平成23年５月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部